

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 6 月 25 日

申請者 氏名又は名称 <sup>フリガナ</sup> エクステリア <sup>カワグチ</sup> 川口  
 住所 奈良市大安寺町544-12  
 代表者氏名 <sup>フリガナ</sup> <sup>カワグチアキラ</sup> 川口 明  
 電話番号 0742-35-8623  
 FAX番号 0742-90-1045  
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	8	御所市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	15	斑鳩町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	22	広陵町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
2	大和高田市 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	9	生駒市 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	16	安堵町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	23	河合町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	17	磯城郡 水道企業団企業長	<input type="checkbox"/>	24	吉野町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
4	天理市 上下水道事業 の管理者	<input type="checkbox"/>	11	葛城市 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	18	高取町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	25	大淀町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	19	明日香村 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	<input type="checkbox"/>
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	13	平群町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	20	上牧町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			
7	五條市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	14	三郷町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	21	王寺町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年6月25日

届出者

氏名又は名称 エクステリア 川口

住 所 奈良市大安寺町544-12

代表者氏名 川口 明

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解任の届出

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	エクステリア 川口	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
川口 明 カワグチ アキラ	320489	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第三二〇四八九号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

氏名 川口 明

昭和四十三年二月十三日生

水道法(昭和二十九年法律第百二十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

令和六年一月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬

